

議会の議決を経ずに行った財産の取得について

1 事案の概要

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、予定価格が 2, 0 0 0 万円以上の財産の取得については市議会の議決が必要となります。

この度、次の 9 件の契約について、議決を経ずに購入していたことが判明しました。

法令等にのっとり、行政の運営を行わなければならないにもかかわらず、議決を経ずして行われたことは、市民の皆様の市に対する信頼を失うことになり、深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことがないように、これまで以上に確認体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

議案番号	契約年度	件 名	金額（円）	契約の方法	契約の相手方
第 73 号	令和 6 年度	小学校教師用指導書の購入契約	34,643,510	随意契約	有限会社山屋
第 74 号	令和 2 年度	小学校教師用指導書の購入契約	32,175,660	随意契約	有限会社山屋
第 75 号	平成 23 年度	小学校教師用指導書の購入契約	23,301,268	随意契約	有限会社山屋
第 76 号	平成 18 年度	和光市総合体育館用備品の購入契約	65,940,000	指名競争入札	株式会社アルファジャパン
第 77 号	平成 18 年度	和光市総合体育館用備品の購入契約	21,210,000	随意契約	初雁興業株式会社
第 78 号	平成 17 年度	小学校教師用指導書の購入契約	23,895,480	随意契約	有限会社山屋
第 79 号	平成 16 年度	和光市総合福祉会館用備品の購入契約	47,775,000	指名競争入札	株式会社ラビックス
第 80 号	平成 16 年度	和光市第五小学校給食室厨房用備品の購入契約	25,410,000	指名競争入札	株式会社中西製作所 北関東支店
第 81 号	平成 14 年度	小学校教師用指導書の購入契約	22,584,030	随意契約	有限会社山屋

2 随意契約の理由

(1) 小学校教師用指導書（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号）

教師用指導書は、埼玉県教科書・一般書籍供給会社が選定した教科書取扱書店以外では購入することができず、和光市内では有限会社山屋のみが教科書取扱書店となっているため。

(2) 和光市総合体育館用備品（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号）

当該備品の設置については、配管、配線について口径、経路等の調整が必要となり、本体工事の進捗に合わせて配線取付けを行うことにより、経費の削減を図ることが可

能となるため。

3 経緯

他自治体からの問い合わせを受け、過去10年間の小・中学校の教師用指導書の購入実績を確認したところ、令和6年度及び令和2年度の小学校購入分が議決を経ずに購入していたことが判明しました。

その後、全庁的な契約について、財務会計システムに保存されている平成11年度以降のデータを改めて精査したところ、他に7件の契約が議決を経っていないことがわかりました。

4 過誤発生理由

管理職員・担当職員において必要な「法令の理解」と「法令に基づき事務を執行する意識」が欠けていたことによります。

特に、教師用指導書は消耗品の科目で購入し、1冊の単価が高額ではないことから「財産」に該当するとの判断に至らず、全体の購入金額が2,000万円以上になっても、その購入が「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に該当し、議会の議決を経なければならないという考えに及ばなかったため、事務手続の誤りが発生しました。

5 議会の議決を経ずに行った契約

議決を経ずに行った行為は無効とされます。(最高裁判所昭和44年9月11日判決)
しかしながら、その後において追認の議決をいただけた場合は、契約は遡って有効となると解されます。(名古屋高等裁判所平成10年12月18日判決)

6 主な再発防止策

- (1) 管理職員を含めた全職員に「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分」の内容について、改めて徹底するよう周知を行います。(政策会議(8/6実施)、課長会議(8/27実施)、電子掲示板を利用した通知(8/1から実施)、財務会計システムにおける注意喚起(ポップアップ)表示の導入・庁内研修)
- (2) 教師用指導書の購入に特化したマニュアルを作成します。(教育委員会事務局)
- (3) チェックシートを作成し、予算計上や実施計画を策定する段階で議会の議決に付さなければならない財産の取得基準について複数人で確認を行います。(教育委員会事務局(8/2から実施))

小学校教師用指導書の購入契約の締結について

1 購入契約事務の流れ（令和6年度の場合）

【令和5年】	
7月27日（木）	令和5年第7回教育委員会定例会にて、令和6年度から9年度まで市立小学校で使用する教科書が採択される。
10月24日（火）	令和6年度予算の見積書等を財政課に提出する。（令和6年度の学級見込み数から算定）
11月 8日（水）	学校教育課から有限会社山屋に対し、教師用指導書の概算数を提示（1回目）する。
【令和6年】	
2月 9日（金）	令和6年度の学級見込み数を基に、教師用指導書の必要数を算出し、学校教育課から有限会社山屋に概算数を提示（2回目）する。
4月 1日（月）	契約を締結する。有限会社山屋が各校に納入を開始する。
4月 8日（月）	各校において教師用指導書の使用を開始する。

2 令和6年度購入数（内訳）

教科名	購入数（点）	教科名	購入数（点）	教科名	購入数（点）
国語	354	理科	100	保健	99
書写	115	生活	26	英語	80
社会	122	音楽	75	道德	156
地図	96	図工	30	総計	1,504
算数	230	家庭	21		

3 購入数の積算根拠

【令和6年度購入分】

- 学年に1つ…教師用指導書セット（研究編等詳細資料、デジタル教科書等）
- 学級に1つ…教師用指導書（実際の教科書に朱書きが入ったもの）

【※参考：令和2年度まで】

- すべての教科において、教師用指導書セット（朱書きの教師用指導書も含めたフルセット）を学級数分購入

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和39年3月19日

条例第10号

(この条例の趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

大和町契約条例（昭和37年条例第12号）

大和町財産及び営造物条例（昭和37年条例第13号）

附 則（昭和45年条例第24号）

この条例は、昭和45年10月31日から施行する。

附 則（昭和52年条例第18号）

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。